

第19回

糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月10日(木) 午後1時30分から午後4時10分

2. 開催場所 糸島市役所 1号会議室

3. 出席委員(19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議事

- 議案第152号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
- 議案第153号 非農地証明願について
- 議案第154号 農地所有適格法人の適格確認について
- 議案第155号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第156号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第157号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第158号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- 議案第159号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)

議案第160号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
議案第161号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の承認について（所有権移転）

6. その他

- 1) 農地移動適正化あっせんてん末届について（報告）
- 2) 営農面談ヒアリング資料について
- 3) 農地対策委員会B班報告について
- 4) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（8月認定分の資料）
- 5) 令和2年7月豪雨災害義援金について
- 6) 今後の予定について
- 7) その他

7. 農業委員会事務局職員

農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	芝	崎	僚	

事務局 職務代理人による開会挨拶と総会成立宣言を行います。よろしくお願いします。

職務代理人 皆さん、こんにちは。
非常に強い台風が2個続けて上陸ということで、大なり小なり影響を受けているのではなかろうかと思っております。誰か大きな被害はないでしょうか。その中での出席をどうもありがとうございます。

それと、またコロナの部分も大分減りましたが、まだなくなったわけでありませので、十分注意しながらやっていきたいと思っております。

それでは、ただいまより第19回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は委員の全員が出席しております。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在19名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長 ——— 省 略 ———

それでは、議事録署名人を指名いたします。田中正一委員と平野利延委員を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。事務局。

事務局 議案書の2ページをお願いいたします。

議案第152号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん分及び推進委員の選任、並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

内容につきましては、事務局のほうから説明いたします。

今回、まず申し上げておくのが、今回4件議案では上げておりますが、この受付番号1番につきましては、先月の総会でお諮りはしておるんですけども、譲受候補者の追加等がありましたので、議案として上げているものでございます。

それでは、受付番号1番から申し上げます。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

次、受付番号3番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

最後になります、受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

なお、こちらにつきましては、議案書の91ページにあっせんのでんまつを載せておりますが、こちら以前、28年10月にあっせん委員のほうの指名、譲受候補者のほうも指名しておったわけですけれども、あっせんのでんまつということで、再度あっせん譲受候補者を上げていただきたいと考えております。

以上、4件でございます。よろしく願いいたします。

議 長

それでは、あっせん推進委員さんとあっせん農業委員さんの指名をいたします。

【地区別にあっせん委員を指名】

それでは、譲受候補者の指名をお願いいたします。

(休 憩)

議 長

それでは、あっせん譲受候補者の指名を、まずは1番からお願いいたします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議 長

それでは、受付番号3番につきまして、報告をお願いいたします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議 長	続きますで、4番を報告お願いいたします。
推進委員	【候補者名読み上げ】
議 長	それでは、確認で事務局のほうより再度確認をお願いいたします。
事務局	【地区別にあっせん委員を指名】
議 長	それでは、あっせん成立に向けてよろしくをお願いいたします。
議 長	次の議案に移ります。事務局。
事務局	議案書の18ページをお願いいたします。 議案第153号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。
議 長	それでは、まず番号1番につきまして、推進委員お願いいたします。
推進委員	18ページとなります。 議案第153号「非農地証明願について」について報告します。 8月28日に現地調査を行いました。 受付番号1番。 【議案書に基づき読み上げて説明】 議案書の21ページの地図を開けてください。現地調査説明資料の1ページと2ページもお願いします。 現地は竹林化しており、農地への復元が困難であると言える状況でした。 この申請については、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告します。
議 長	ありがとうございました。 次に、番号2番につきまして、推進委員お願いいたします。
推進委員	受付番号2番。 【議案書に基づき読み上げて説明】

議案書の23ページの地図と現地調査説明資料の3ページ、4ページをお願いいたします。

現地は山林化しております、農地としての復元が困難であります。

この申請については非農地であるという意見でまとめられました。以上、報告します。

議 長

続きまして、番号3番、4番につきまして、推進委員よろしく申し上げます。

推進委員

議案書19ページとなります。

8月28日に現地調査を行いました。

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

審査結果。議案書の25ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の5ページと6ページをお願いします。

一筆は竹林化しており、農地として復元が困難であると言える状況でしたので、非農地であるという意見でまとめました。

ただし、もう一筆については、荒廃は見られたものの農振農用地であり、土地改良事業から4年足らずしか経過していないことから、非農地と認められないという意見でまとめられました。

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

審査結果。議案書26ページの地図をお願いします。現地説明資料の7ページと8ページ。

現地は20年以上にわたり、進入道路の一部として使用されていることを確認しました。

この申請について、非農地であるという意見でまとめられました。以上、報告を終わります。

議 長

続きまして、番号5番につきまして、推進委員お願いいたします。

推進委員

議案書の19ページとなります。

8月28日に現地調査を行いました。

受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

審査結果。議案書の28ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の9ページと10ページをお願いします。

現地は20年以上にわたり、道路敷の一部として使用されていることを確認しました。

この申請については、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告します。

議 長

続きまして、番号6番につきまして、推進委員お願いいたします。

推進委員

議案書19ページとなります。

8月28日に現地調査を行いました。

受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

審査結果。議案書の30ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の11ページと12ページをお願いします。

現地は住居が建っており、建物の敷地として20年以上経過していることを確認しました。

この申請については、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告します。

議 長

続きまして、番号7番につきまして、推進委員お願いいたします。

推進委員

議案書の20ページになります。

受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

審査結果。議案書の32ページと現地調査説明資料の13ページと14ページをお願いいたします。

現地は一部に木造の倉庫が建っているものの、農作物が作付されておりました。なので、この申請については非農地とは認められないという意見でまとまりました。以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま報告で、3番の一筆と番号7番の一部が非認定相当ということで、あとの分は認定相当という意見が取りまとめられております。

何かこれにつきまして質問、意見がありましたらお願いいたします。

推進委員さんも意見、質問はどんどん出していいですので、どうぞ意見を出してください。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に移ります。

まず、非認定相当としております一筆の分と番号7番の一部が非認定相当ということです。

これにつきまして、非認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

それでは、一筆の分と番号7番の一部を除きました分につきまして、証明書の発行に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の34ページをお願いいたします。

議案第154号「農地所有適格法人の適格確認について」御審議をお願いいたします。

内容のほうを説明させていただきます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

35ページの適格審査表について御説明させていただきます。

まず(1)番、法人形態要件ですけれども、こちら株式会社というところで④に該当しておるという内容でございます。こちら株式の譲渡制限について、議案書のほう41ページになりますけれども、こちら定款第8条ですね、株式の譲渡制限が記載しており、株式会社であります、適しておると判定をしております。

次の事業要件でございますが、こちら議案書の資料として法人の履歴事

項全部証明も38ページに確認もありますし、40ページの定款にも農業と、水稲、畑作等の農業経営とか、農作業の受託とかいう部分がありますので、事業要件①に該当するというものでございます。

議決権要件ですけれども、こちらは②に該当というところを書いておりますが、こちら構成員としましては、36ページに適格説明書をつけておりますが、2名が構成員となっておりますというところで、最後にこちら議案書の46ページにも株主名簿でお二方の名前が掲載されておる状況でございます。

こちら議決権につきましては、農業従事者として1名が60日、もう1名が150日というところで、農業者が持ち株について全て保有しておるという状況でございますので、こちら②に該当すると判断しております。

(4)番、業務執行権要件でございますが、こちら役員1名が直接農作業に従事ということで、役員としては代表1人だけの登録になりますが、60日以上直接農作業に従事するというところで役員要件も適応しておるものでございます。

以上となります。以前は有限会社でしたが、今回商号変更により株式会社に変更しております。農業収入等も基本的には何ら変わっていないというところではございましたが、商号変更に伴いまして、各種事業要件とか、譲渡制限とかの定款がきちっとできておるかという内容の確認ということで提案させていただいております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局からいろいろ言われましたとおり、元は有限会社ということで、商号を変えたのみということで、内容は全く変わっていないということで、普通なら面談をして、適格法人かどうかをもう一度審査するんですけども、今回はただ商号が変わったというだけだったので、このまま総会にかけております。

これにつきまして、何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、これは確認ということで、それでは、適格法人として認められるという方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

それでは、ここでちょっと休憩を取りたいと思います。15分間、30

分に始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

(休憩)

議長 それでは、審議のほうに入ります。事務局。

事務局 議案書の48ページをお願いいたします。
議案第155号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
御審議をお願いいたします。

議長 それでは、第3条につきまして、番号1番を説明をお願いいたします。

農業委員 受付番号1。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長 続きまして、番号2番をお願いします。

農業委員 受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長 続きまして、受付番号3番をお願いします。

農業委員 受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長 続きまして、受付番号4番、5番、6番を続けてお願いします。

農業委員 受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

続きまして、番号7番をお願いいたします。

農業委員

受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

それでは、受付番号3番と5番につきまして、第2調査部会より面談を行っております。面談結果を調査部会長よりお願いいたします。

調査部会長

議案書の49ページに載せております。

50代の方で、早良区の有田に住んでおられるということです。12年前、平成20年7月頃に、申請地の裏にある住宅を購入され、隣接地の一部を借りて野菜作りをされていたそうです。

地権者の方より売買の話があり、また数年後には糸島への移住も考えていることから、今回農地を取得されて、新規就農を思い立ったそうです。

申請地を確認しますと、一部はきれいに作付されていた状態でしたが、横には遊休農地化されて荒れていました。

12年前から一部、借りた農地に堆肥等を入れて、いろんな野菜を作っていたそうです。お母さんも80代で営農に従事ということでしたけど、今日一緒に来られまして、見たところ、まだお母さんも若々しくされて、戦力としてはお母さんが一番の戦力だそうです。近いうちに弟さんも、今農業法人のほうにおられるそうですが、帰ってこられて、一緒に住んで農業をされるということでした。以上です。

もう一名について報告します。

この方は9月1日に面談したんですが、本人とほか2人連れてこられました。

この方は40代で、糸島に住んでおられます。本人は会社役員で、今年6月に農地貸付を行い、今回の農地の購入申請があったため、営農計画に面談を行いました。

貸付地については、従前の耕作者からの意向により貸付けを行ったが、今後の自分の計画としては5ヘクタールほど米の作付を行いたいということをおっしゃっていました。主に自社が関連する施設や職員のための作付を考えておられ、職員の方にも購入をしてもらいたいというふうなことを話されました。

本人の農作業の営農実態があるかお尋ねしますと、主に土・日を活用してやっているということで、申請地においては農作業の打合せ等を含め、年間150日以内を考えてあるということでした。

第2調査部会としては、農地法第3条の目的をしっかりと考えて申請していただきたいことや、今後は農地法に沿った農業法人を立ち上げて農業経営計画をしっかりとやっていただきたい。また、地元の方とのトラブルのないようにということを添えています。本人からも、今後は農業法人の立ち上げを進めていきたいということでした。以上です。

議長

ただいま3番と5番につきまして説明がありました。

全体を通して、何か質問、意見がありましたらどうぞ。

農業委員

今、面談のお話を聞きましたけど、大体自分で営農しよらん部分で今まで3名の方に農地の取得を取り下げてもらったことがあります。この方におきましても新規就農されて農地を取得されましたけど、新規就農をされて全然営農もしない。それから農地を取得されてもすぐ法人に回して自分は全然営農をしておりません。そういう部分で、今度耕地を使って150日営農するなんていった、一応会社の部分で梅を作付するのはかなり無理やないかなと思っております。今まで取り下げてもらった部分のほうを取得を可能にするようにせんと、ちょっと整合性が取れんじやないかなと思っております。以上です。

議長

これにつきまして、事務局、資料を説明したら。

事務局

今、委員のほうからあった分等もあるんですけども、農地法3条の規定ですかね、こちらの47ページに載っておる項目で判断していくわけなんですけれども、以前、別のケースでしたけれども、譲受人が耕作を行っていないと見受けられる場合、許可はできないのではないかとか、譲受人が所有地のほとんどを貸しているから、この7つの項目に非該当になって許可できんじやないかというところで、相談しております。

こちらは3条の許可、法令許可になりますと、行政処分もしたということになりまして、審査請求の対象になるということでしたので、糸島市にいらっしゃる法令の専門の方とか、県の農業会議とか、お尋ねしておったんですけども、結局、適格を有するかどうかと、農地法上の適格性を有するかどうかという、最終的にはその判断になるというところで、結局本人から、今回も調査部会長から報告があったように、9月1日に面談をさせていただいた際に、耕作をしていきたいと、やるんだというところで聞き取りを行ったという状況でございました。

結局、本人がやるという部分について、いやそれはできないだろうとい

う推測が入っては審査ができないということがございます。調査部会のほうでも、実際耕作をしていないのではという聞き取りをすると、土・日を活用してちょこちょこやっておるというようなお話も聞きました。今後も今回の分も含めて5町ほど作りたいという意味確認もされました。中には本人からも農業法人を立ち上げたいというところの話も出て、農地所有適格法人の立ち上げについて御相談に来ておる状況です。なので、言葉だけではなくて、今後、農業法人を立ち上げる計画があるのかなということは感じております。

そういうことで、この審査表に基づく部分で、本人が農業をするんだという部分について否定ができるのかというところで許可できる、できないという審議になるかと思えます。

また、おっしゃったように、継続審議というところもあるんですけども、どういう聞き取りをするのかというところが同じ内容であれば、継続審議も難しい状況ではないかなと考えております。

最終的には、別件のほうで相談した部分につきましては本人のやる気を否定できないのではないかと、推測を基に不許可という部分については、審査請求に対応しきれないのではないのでしょうかという意見でございました。結局、本人がやる気がある、実際していないという部分を突きつけない限り、現状としては許可をせざるを得ない状況じゃないかというのが過去の相談の結果でございました。

それを今回に部分で当てはめると、本人がそういうふうに言っているという部分を何を持って否定するのかなという根拠づくりも必要になってくるということがあります。

今回、御審議いただくわけですが、本人がやるんだといった部分をどう覆すかということも含めまして御審議いただければなと思っております。以上でございます。

議長

どうぞ。

農業委員

前も、一応会長とその前の会長と3人で面談して取り下げてもらった部分があるんですけど、その部分も、本人はやる気はあるけど、前、二、三町持ってある部分の2割ぐらいを耕作して、あとは人に貸してある。この部分を、全部すぐ法人に貸した状態になっておるし、違うところも利用権の部分で人に貸してあるという部分で、実際彼がどれだけ営農をしておるかという部分もあるとですよね。幾らそういう気があったって、実際やりよらんという部分で、前の3人の方には一応取り下げてもらっておる状態ですから、今度そういう気持ちのあるならというふうで、3名の方もそういう気はあった部分ですから、そういう方も許可せないかんじゃないかなと思うとですけど。

議 長

事務局。

事務局

今おっしゃったように、過去、自分も記憶している中で何件かございます。営農を再開する実態を見せてくれという内容で、今回取下げ等は考えないかという部分で前会長のときも取下げをされたケースは確かにございます。この部分、御本人が納得された上での取下げという内容でございました。

こちらは、申請したいという部分については拒むことができないんですけれども、申請があれば審査の結果を何らかで出すということにはなりません。以前のその取下げの方につきましては、こちらのほうの内容説明をした上で、本人がじゃあ取り下げようというところになった経過だと思います。

今回、調査部会の中でもちょっと農地法の第3条の趣旨をよく理解してやってくれという報告もありましたが、その中には適正にせないかんといいところも含めながら、実際面談の中でも、取下げはちょっとできないんだというところでもございましたので、取り下げられないなら、審査基準等も説明しながら、3条の趣旨も伝え、取下げしないですかというところも出たんですけれども、結果取下げが出ていないという状況でございました。以上でございます。

議 長

どうぞ。

農業委員

私も、その前のときに取り下げてもらいましたけれども、その時点で法人の方を農地所有適格法人で本人も考えておるといふ部分やったら、そこで来れば何のあれもないと思いますが、法人を立ち上げてどうですかという部分を指導してもらったらいんじゃないかなと思うとですけど。

議 長

調査部会長。

調査部会長

私たちが、委員の中からも盛んに農業法人を立ち上げて、こういうふうな申請をすれば全然問題はないんですよということを盛んに言うて、本人も納得されて、先ほど事務局が申しましたように、4日に農業法人はどんなふう立ち上げればよからうかというふうな相談にも見えておられる。

議 長

その法人を立ち上げて、また、ほとんど全部をその法人に貸し付けるといふようなことも言ってありました。

農業委員

そういうふうな手順でもらえたら、私も異論もないとやけんさ、そう

いうふうに事務局のほうで指導をお願いします。

議長

今回は、自分たちも今度法人を立ち上げて、これをまた申請せんですかというふうに言ったんですけれども、今回は急いでいるともことですぐに法人の立ち上げをしたいと思っておりますというふうなことを言ってありました。どうぞ。

農業委員

具体的にこれだけの土地を購入して、営農計画として何をどれくらい作るのか。

事務局

今回、営農計画書自体は、当然新規に始めたわけでもないので、営農計画書自体の提出はありません。農地法の3条の許可申請にも書いてありますが、本人もお米を作る技術があるんだというところでしたので、米の作付を考えておるといってお話が出ました。

あとは、やはり技術をつけながら、サツマイモとかそういう野菜作りも計画していきたいというところはおっしゃってありましたけれども、技術や、機械等も備える必要があることから、当面はちょっとお米のほうを作りたいんだというようなお話を聞いておりますが、書類、面談の中でそういうお話を伺ったという内容でございます。以上です。

議長

ほかに何か質問、意見がありましたら。どうぞ。

農業委員

地元委員さん、もう売買契約書を結ばれたの、3条が条件でということと結ばれておるの。

農業委員

そのときは、田んぼを欲しいけんということで、各権利書の判といいますが、それをもらいには来られました。そのときに何を作られるんですかと聞いたら、稲作で米を作るといということで、そのお話は聞いております。

農業委員

そうしたら金額とかは当事者がそのまんま。

農業委員

もう普通売買ですので。

農業委員

普通売買は何も聞かんで本人同士があれするったいね。

いや私、売買契約書とかも作られて、何月何日までに許可が下りたら支払います、整わなかったら違約金、いろいろお話の仕方はあるんですけど、どんなふうな契約書を結ばれておったかなと思ったけん。

議 長 大体農業委員会の認可が下りて売買契約というのは結ばれる。

農業委員 そうですね、3条が出ないなら売買契約をしたらいかんとよ、大体。

調査部会長 あのときの面談の様子では、大体話は結構進んでいる感じだったですね。

議 長 事務局。

事務局 そうですね、農地法の3条申請をするときに、あっせんのような形で先に売買契約書を結ばれて、その契約書に、何月何日の末日までに3条許可を取って支払金額が幾らという部分のケースもあるんですけど、やっぱり許可が出てからするということなので、面談のほうでは売買契約の話まではしていなかったことですが、もう売買契約というところで3条申請という書類には書いているので、ひょっとしたら売買契約はしているのかもしれないなと思います。

ただ、申請書に添付する書類ではないので、なかなかこちらのほうも要求できない状況にあります。

議 長 ほかに何か質問、意見がありましたら。どうぞ。

農業委員 先ほどから言われます適格法人になるという条件で許可とかいうのはできるんですか、そういう条件を出すことはできるんですか。

議 長 その法人の子会社というか。

農業委員 いつまでにそういうふうな適格法人になっていただくと。

議 長 それは向こうが申請を出してもらおうと、こっちは何も…。事務局。

事務局 委員がおっしゃった部分で許可書に条件をつけられるかというところについては、そういう条件は付されないようです。耕作するから許可を出したという中で、そういう条件はちょっとできないんじゃないかなと思います。

議 長 ほかに何か。

(質問、意見なし)

議長 全体を通して何か質問、意見がありましたら。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決の前に審査表の説明をお願いいたします。事務局。

事務局 こちら、議案書47ページに許可申請の審査基準というところで上げております。

こちら、表の7項目、全部ございますが、こちら1つでも「はい」に該当している場合は書類的な審査上許可できないものということでございますが、7件全て「いいえ」に該当しておりますので、書類上の審査という上では7件全て許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議長 それでは、意見、質問もないようですので、採決に移ります。

5番、6番につきましては、かなり意見等も出ております。5番、6番を除いた1番から4番、そして7番につきましては、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 それでは、5番、6番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(挙手 11人)

議長 許可相当と思われる方が11名ということで、半数以上ということで、許可相当と判断いたします。

議長 続きまして、次の審議に移ります。事務局。

事務局 議案書の52ページをお願いいたします。

議案第156号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長 それでは、農地法4条につきまして、調査部会のほうより報告をお願いいたします。

調査部会長

議案第156号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」。
受付番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の53ページの地図をお願いします。別冊の現地調査資料の15ページと16ページもお願いします。

排水がよくないということで、農地改良の申請となっております。

農地区分は農用地内の農地ですが、一時的な転用行為のため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第2調査部会としては、周辺の水路の水位が高く、妥当な改良行為であり、周辺農地の影響もないことから許可相当と判断しております。

以上です。

議長

それでは、第4条につきまして意見、質問があります方はどうぞ。ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、4条に関わる審査表の説明をお願いいたします。事務局。

事務局

農地法の4条の許可につきましては、51ページに記載しております一般基準という部分と52ページの立地条件、立地基準につきまして御審議いただくこととなります。

まず、51ページの一般基準でございますが、こちら「適当」であるとか、「該当なし」とか、「適当」というところで農地改良後の作付計画書の提出もあっております。

立地基準につきましては、御報告があったとおり、農振農用地ですけれども、一時的な転用行為のため、不許可の例外に該当するものでございますので、こちら立地基準、一般基準共に書類審査上は許可相当であると言えるものでございます。以上でございます。

議長

それでは、4条につきまして、採決を取ります。
許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

それでは、次の審議に移ります。事務局。

事務局

議案書の56ページをお願いいたします。

議案第157号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

5条につきましても、第2調査部会のほうよりやっております。よろしくをお願いいたします。

調査部会長

議案第157号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。
受付番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の58ページの地図をお願いします。別冊の現地調査資料の17ページと18ページもお願いします。

農地区分は農用地区内の施設用地であり、農用地利用計画において掲載した用途に供するために行われるものであり、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第2調査部会としては、関係各課からも特に支障となる意見もなく、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しています。

番号2。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の63ページの地図をお願いします。別冊の現地資料の19ページと20ページもお願いします。

平成30年5月に農振除外の告示がなされています。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続して設置される住宅であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第2調査部会としては、都市計画法の開発許可も必要な案件で、関係各課協議が整うこと、また、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しています。

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の68ページの地図をお願いします。現地調査資料の21ページ

と22ページも併せて見てください。

申請地は耕作放棄地となっております。農地区分は第3種農地で問題ありません。

第2調査部会としては、関係各課から支障のある意見がないことや、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しています。

番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の73ページの地図をお願いします。別冊の現地調査資料の23ページと24ページもお願いします。

申請人は、申請地から60メートルほど離れた場所でイチゴを経営されており、イチゴ狩りの来客者の駐車場として農振除外申請がされ、昨年12月2日に農振除外の告示がなされています。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続して設置される業務用の施設のため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第2調査部会としては、関係各課から支障となる意見がないことや、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しています。

続きまして、番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の78ページの地図を見てください。別冊の現地調査資料の25ページと26ページもお願いします。

農地区分は農用地区内の施設用地であり、農用地利用計画において指定された用途に反するために行われるものであり、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第2調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見もなく、周辺農地への影響もないことから許可相当と判断しています。

以上です。

議 長

ただいま5条申請につきまして説明がありました。

これにつきまして、何か質問、意見がありましたらお願いいたします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に移りますが、その前に審査表の説明をお願いいたします。事務局。

事務局

農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、51ページに記載しております一般基準と56ページ、57ページに記載しております立地基準により判断いただくこととなります。

こちら、一般基準でございますが、こちらにつきましては資金計画等も「適当」とか、ほかの現地もない、「該当なし」というところで、一般基準につきましては、この5条申請は全てクリアするという内容でございます。

続きまして、立地基準でございますけれども、こちら調査部会長からありましたが、立地基準、1番につきましては農振の施設用地に変わったと、変更告示が終わったばかりですけれども、農業施設を建築するという目的でございますので、問題がないということでございます。

2番につきましては、第1種農地という判断でございますが、集落に接続して設ける住宅ということでございますので、こちら問題がないということですので。

3番につきましては、駅から300メートル以内のところに位置しますので、第3種農地と判断となりまして、周辺農地に支障がなければ許可相当、許可できるものでございます。

4番につきましては、こちら第1種農地というところでございますが、道路を挟んで集落に接続した御本人の業務上必要な施設という位置づけでございますので、こちらクリアするものかと思えます。

最後、5番ですけれども、こちら農業施設用地に変更告示がなされて、その指定どおりの用途に転用するという内容でございますので、こちら問題ないかということでございます。

よって、一般基準、立地基準とも書類審査の上では許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議長

ただいまの審査表についても質問がありましたら。

(質問、意見なし)

議長

なかったら採決に移ります。

第5条につきましては、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の84ページをお願いいたします。

議案第158号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。

農業振興課より職員が見えておりますので、説明をお願いいたします。

議 長

それでは、農業振興課、よろしくをお願いいたします。

農業振興課

よろしくお願ひします。

農業経営改善計画の新規認定申請が、今月2件あっております。

別紙にてつけさせていただいておりますが、一覧表と、その後にそれぞれの申請書を添付させていただいております。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

それでは、経営改善計画に関する意見書ということで、何か意見、質問がありましたらお願いいたします。ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に移ります。

異議なく同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の85ページをお願いいたします。

議案第159号「農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」でございます。

こちら、農地中間管理事業に対しての利用権設定の内容でございます。

御説明のほう、事務局のほうでいたします。

事務局

先日郵便でお送りいたしました資料を御覧いただきますようお願いいたします。

糸島市農用地利用集積計画について、御説明をいたします。

今回提案いたします農用地利用集積計画は、本年第1回公募にて募集しました農地中間管理機構への貸付申出分のうち、受け手への転貸が見込まれるものの集積計画でございます。

貸付開始日は令和2年11月16日から、合計で375筆、58万6,751平米となっております。

これらの配分案につきましては次の議案で御説明いたしますが、この集積計画が決定されますと、農地中間管理事業での集積累計は約234ヘクタールとなります。この農用地利用集積計画を定めるに当たり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものです。以上、よろしく願いいたします。

議長

事前に配付されておりました。見てあると思います。
何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

なかったら採決に移ります。
利用集積計画に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

続きまして、農用地利用配分計画(案)について御説明いたします。

この配分計画(案)は、前の議案で集積が決定された約58.7ヘクタールの農地について、福岡県農業振興推進機構が転貸先の決定を行う際に必要となるものです。

内容としましては、地域の受け手52名に配分する案になっております。

受け手としましては、本年第1回公募で借受けを希望された方です。

市がこの配分計画案を作成するに当たり、必要と認めるときは農業委員会の意見を聞くものとされています。

つきましては、地域の現状に詳しい農業委員の皆様には計画案の受け手が地域の営農活動と調和した農業経営を営むものかどうか、御意見を伺うものです。

なお、受け手の権利の設定につきましては、この総会后、10月に推進機構が農用地利用配分計画を決定し、県知事の認可、公告を経て設定され

る予定です。以上、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、配分計画につきまして説明がありました。
何か意見、質問がありましたらお願いいたします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に移ります。
配分計画に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の89ページをお願いいたします。
議案第161号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)」御審議をお願いいたします。
こちらにつきましては、経営基盤強化促進法の所有権移転の案件でございます。
それでは、説明させていただきます。
受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号2番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

最後、受付番号4番です。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上4件でございます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、利用集積計画に対しまして、何か質問、意見ありましたらお願いいたします。ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 なかったら採決に移ります。
この利用集積計画に対しまして、同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 それでは、その他のほうに入ります。事務局

事務局 91ページから資料を添付しております。
先ほどあっせん申出の御審議をいただきました部分のあっせんてんまつ書を91ページにつけております。
92ページから95ページまでが新規就農の面談の関係資料ということで添付をしております。
以上でございます。

議長 それでは、今度は農地対策委員会のB班のほう、報告をお願いいたします。

農業委員 農地対策委員会B班の報告をいたします。
番号1番は、ちょっと最後のほうに報告したいと思いますので、番号2番からします。
番号2番。

【資料に基づき報告】

ここは行きましたが、本人とちょうど現場で会いまして話をすることができました。

作付はされておりますけれども、こういうふうな天候ですので、さらに野菜もできにくく、草のほうは結構太くなって、そっちのほうでやっぱりてこずっておられました。

ちょうどそのとき日が照っているときでしたので、何かトラクターの購

入であるということで、今のうちにそういう草は摘んだほうがいいですよというふうな相談とか受けて話ができいております。

次に、受付番号3番。

【資料に基づき報告】

ここも見ましたが、やはりここもシイタケとかいろんな植木といますか、柿とかが植わっていました。でも、やっぱり草がかなり生えておりまして、やはり雑草の問題が一番こういう新規就農者としては大変だなと思っております。作付はそのような形でできておりました。

続きまして、番号4番。

【資料に基づき報告】

ここ、非常に進入するのにこずりまして、入っていきまして確認しましたが、現地は竹林で、手が入っている状態ではありませんでした。そして、その隣にはシイタケとか梅の植樹が確認できました。でも、本当にその横には竹がかなり生えておりました。

受付番号5番。

【資料に基づき報告】

ここはちゃんと水田と作付はできておりました。

受付番号1番です。

【資料に基づき報告】

台帳地目は田と畑になっておりますが、かなりここは海岸べたで、作物がなかなかできるような状態ではなかったんですが、ヤシの木が生えたり、ソテツがあったり、重機があったりという通報がありまして、確認に行きました結果、やはりありました。

それで今日、12時半から耕作者と関連会社の2人来てもらいまして、面談をしております。ちゃんと3条で農地として購入をしてあるんだったら、ちゃんとした作付をしてもらわな困りますよということで指導はしております。以上です。

議長

ありがとうございました。

続きまして、7月豪雨の義援金の説明を、事務局。

事務局

98ページにつきましては、8月の認定農業者の名簿をつけておりますので、御確認いただきたいと思ひます。

99ページ、100ページになりますけれども、こちら7月の豪雨災害義援金の募集ということで、全国農業会から県の農業会議というところで農業委員会のほうにもまた義援金をという内容で通知が来ておるところでございます。もしこの分、義援金等につきましては、随時こういう通知が来た分については御賛同をいただいておりますのでございますが、今回も令和2年7月の分ということで、御承認いただけるのであれば、皆様の積立金から1,000円、口座から差し引きまして振込をしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長

これは、県のほうからも、県のほうの会長からも、この令和2年7月豪雨の義援金については募集はせんとですかというふうな意見もあつておりました。まだ全国のほうからも来ていないから、もう少し待ってくださいというようなことを言つてあつたんですけれども、ようやく全国農業会議所から義援金の募集について来たようです。

これにつきまして、かなり熊本の球磨川とか、大牟田のほう、かなり災害が出ております。そういったこともありまして、義援金をしたいと思ひますが、どんなふうでしょうか。よろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

議長

それでは、各個人の毎月取つております分から1,000円頂きまして、徴集しまして、県のほうに送りたいと思つております。どうもありがとうございます。

事務局

ありがとうございます。

続きまして、一番最初ページに戻つていただきまして、今後の予定でございます。

【資料に基づき説明】

今後の予定につきましては以上でございます。

議長

その他につきまして、何かありましたら。

(質問、意見なし)

事務局

その他のほうもないということでございますので、閉会の挨拶を副会長

よりお願いいたします。

副会長

本日も本当に慎重な審議、ありがとうございました。

これもちまして、第19回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。

令和2年9月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

3 番 平 野 利 延

17番 田 中 正 一